

議第85号

平成24年度滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度滋賀県の母子および寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65,853千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 235,453千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

平成25年3月13日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 14,516	千円 56	千円 14,572
	1 一般会計繰入金	14,516	56	14,572
2 繰越金		46,571	64,100	110,671
	1 繰越金	46,571	64,100	110,671
3 諸収入		88,513	1,697	90,210
	1 貸付金元利収入	88,283	1,727	90,010
	2 雑入	230	57	173
	3 県預金利子	-	27	27
歳入合計		169,600	65,853	235,453
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 健康福祉費		千円 169,600	千円 -	千円 169,600
	1 母子および寡婦福祉資金貸付事業費	169,600	-	169,600
2 予備費		-	65,853	65,853
	1 予備費	-	65,853	65,853
歳出合計		169,600	65,853	235,453